

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-237	サイバー攻撃対処業務における官民連携演習の支援に係る役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年3月30日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年1月23日(金) (11:00)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。
(別紙参照)

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を
令和8年 1月 14日 (水) 12:00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 1月 21日 (水)

までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

適合条件

1 条件

契約の相手方は次に掲げる要件を満たすこと

(1) 契約相手方のサイバー攻撃対処演習の実績について

ア ITおよびOTセキュリティのサイバーレンジを使用したサイバー攻撃対処演習の運営実績があること。

イ 直近3年以内に防衛省以外の官公庁および独立行政法人を含む公的機関におけるサイバーレンジを使用したサイバー攻撃対処演習の運営実績があること。

ウ 直近3年以内に防衛省におけるサイバーレンジを使用したサイバー攻撃対処演習の運営実績があること。

(2) 役務従事者におけるサイバーセキュリティ等の知見について

ア 司会進行者

直近3年以内において、防衛省および防衛省以外の官公庁および独立行政法人を含む公的機関におけるサイバーレンジを使用したサイバー攻撃対処演習の事業について、実務を3回以上経験していること。

イ 通訳者

会議通訳者として、通訳実務を3年以上経験していること。

ウ 役務従事者の資格

役務作業に従事する者のうち1人以上は、セキュリティに関する資格として、C I S S Pや情報処理安全確保支援士等のITSSレベル4相当の資格を1つ以上保有すること。

2 提出書類

サイバーセキュリティ等の知見および運営の実施能力が1に示す条件を満たすことを証明する資料。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に

限り入札の対象とする。

提出書類は虚偽がないものとする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和8年1月14日（水） 1200

仕 様 書			
件 名	サイバー攻撃対処業務における官民 連携演習の支援に係る役務	作成年月日	令和7年12月 5日
		仕様書番号	—
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省・自衛隊（以下「官」という。）と平成25年7月に設置したサイバーディフェンス連携協議会の参加企業等（以下「CDC参加企業等」という。）によるサイバー攻撃対処業務における官民連携に係る演習の支援（以下「本役務」という。）について規定するものである。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語および定義は表1による。

表1 用語および定義

番号	用 語	定 義
1	演習	2日間にわたりプラットフォーム上で官民が合同で実施するサイバー攻撃対処演習
2	プラットフォーム	演習を行うための仮想模擬ネットワーク（端末、サーバ、ネットワーク機器等）および情報連携システム（チケット管理システム、チャットシステム等）を提供する演習環境
3	演習実施会場	オンサイトにより演習を行うことが可能な物理的な会場およびプラットフォームにアクセスするためのネットワーク環境ならびに器材
4	司会進行	サイバーレンジおよびサイバー演習に関する知見を有する者による演習全般の司会進行
5	演習実施事業者	サイバー攻撃対処業務における官民連携に係る調査・研究役務（情-I-065）を履行する業者
6	運営等の支援	官側および演習実施事業者と演習のスケジュールを調整し、演習実施会場を構成するネットワーク接続環境および器材の設定を行う。また、演習全般を円滑に遂行するための全体マネジメントを行う。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

a) 引用文書

- 1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 3) 防衛省の情報保証に関する訓令（防衛省訓令第160号。平成19年9月20日）
- 4) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
- 5) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 6) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）

b) 関連文書

- 1) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
- 2) 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）
- 3) 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号。以下「サイバー対処能力強化法」という。）
- 4) 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和7年法律第43号。以下「整備法」という。）

c) 仕様書

情-I-065 サイバー攻撃対処業務における官民連携に係る調査・研究役務

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は、サイバー攻撃対処業務における官民連携に係る演習の支援を行うものとする。細部事項について以下のとおりとする。

2.2 支援事項

本役務について以下の項目を実施すること。運営の支援にあたっては官側と十分に調整するとともに演習実施事業者との連携に留意し、適宜に適切な支援ができるように努めること。また、契約相手方が演習実施事業者と調整し、情-I-065にて調達されたプラットフォームを利用するために必要な機能および性能を満たす演習実施会場を用意すること。

a) 官側との調整

表3に示す演習会場の準備及び演習会場の運営等に際し、官側との調整を行う。

b) 演習実施事業者との調整の支援

演習実施事業者と官側の演習実施に向けた調整の支援を行う。

c) サイバー攻撃対処演習における司会進行

演習実施事業者が準備する演習シナリオを踏まえ、演習実施事業者と調整の上で、演習の司会進行を行う。（演習シナリオの内容等に関するものを除く）

d) プラットフォーム接続の調整

演習実施事業者が準備する演習プラットフォームについて、表3に示す演習用器材及び演習用端末等と接続し円滑に動作させるために必要な調整を行う。

- e) アンケートの配布および集計
演習実施の結果に関し、官側と調整の上で参加企業にアンケートを作成、印刷、配布、回収し、集計を行う。
- f) 官側が指定する資料の印刷
演習の開催案内、演習後の意見交換（ワークショップ）等に関し、予め官側と調整した上で、必要な資料の印刷、配布を行う。
- g) 演習実施会場の運営の支援
表3に示す演習実施会場の準備、運営等を含む運営の支援を行う。また、会場の運営中は、VTCによるビデオ配信及び録画を行うものとし、官側と調整上で実施する。

2.3 役務期間および役務実施場所

2.3.1 役務期間

契約締結日から令和8年3月30日までの期間とする。

2.3.2 演習実施時期

令和8年2月下旬から3月中旬までの連続した2日間（平日）を基準とする。

2.3.3 演習実施場所

演習はオンサイト形式で実施することとし、防衛省市ヶ谷から半径5km以内とする。

3 検査

整備計画局サイバー整備課支出負担行為担当官補助者が行う。

4 その他の指示

4.1 業務に関する要求

- 4.1.1 契約相手方は、契約後速やかに実施計画等を記載した運営に係る実施計画書を官側との協議の上で作成し、官側に報告する。

なお、実施計画書には、工程および会場設備ならびに器材等を含むものとする。

また、情-I-065にて配布するアンケートを集計し、報告書としてまとめ提出するものとする。

4.2 本役務の体制等に関する要求

4.2.1 役務実績

契約相手方は、次の要件を満たすこと。

- a) ITおよびOTセキュリティのサイバーレンジを使用したサイバー攻撃対処演習の実績があること。
- b) 直近3年以内に以下の実績を有すること。
 - 1) 防衛省以外の官公庁および独立行政法人を含む公的機関におけるサイバーレンジを使用したサイバー攻撃対処演習の実施
 - 2) 防衛省におけるサイバーレンジを使用したサイバー攻撃対処演習の実施

4.2.2 役務従事者

役務従事者は、次の要件の満たす者をそれぞれ1名以上確保すること。

また、通訳者を用意すること。

a) 司会進行者

直近3年以内において、防衛省および防衛省以外の官公庁および独立行政法人を含む公的機関におけるサイバーレンジを使用したサイバー攻撃対処演習の事業について、実務を3回以上経験していること。

b) 通訳者

会議における通訳者として、通訳実務を3年以上経験していること。

c) 役務作業員の資格

役務作業に従事する者のうち1名以上は、セキュリティに関する資格として、C I S S P や情報処理安全確保支援士等の I T S S レベル4相当の資格を一つ以上保有していること。

4.2.3 作業実施体制の確保

契約相手方は、本役務の実施にあたって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議しなければならない。

a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「役務従事者」という。）を確保しなければならない。

b) 前記 a) の役務従事者が本役務に要求する特定の経験、資格、業績などをもつ者とする。

c) 上記 a) の役務従事者が、前記 b) に掲げる者のほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語および外国語能力）、文化的背景、業績などをもつ者とする。

d) 前記 c) の役務従事者が他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢になければならない。

4.3 提出書類

提出書類は表2とし、細部は官側との調整による。

表2 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先	備考
1	実施計画書	1部	契約後速やかに、変更がある場合には協議後速やかに	整備計画局サイバー整備課	形式はWord又はPowerPointとする。
2	役務従事者リスト	1部	契約後速やかに、変更がある場合には協議後速やかに		形式はWordとする。

3	報告書（アンケート集計結果等）	1式	契約期間終了まで		形式はWord又はPowerPointとする。
4	VTC配信	1式	契約期間終了まで		電子媒体（CD-R又はDVD-Rによる追記不可のもの）
提出書類は電子メールによる送付を基準とし、必要に応じて紙媒体、電子媒体で提出することも可とする。細部は官側との調整による。					

4.4 情報保全

- a) 契約相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 参加企業の職員に係る情報は、個人情報として扱い、本役務終了後、官側に確認のうえで廃棄すること。また、当該情報を目的外に使用しないこと。

4.5 著作権等

著作権その他の権利は、別紙のとおり取り扱うこととする。

4.6 官側の支援

契約相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について事前に官側と調整の上、官側の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有する資料などの閲覧に関する事項
- b) その他、官側が契約履行に必要と認めた事項

4.7 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本役務調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

4.8 その他特記事項

- a) 本役務を履行するに当たり、官側の指示に従うとともに、細部にわたり官側と密接な連絡を保ち、作業が良好、かつ安全に実施できるよう努めること。
- b) 引用文書および関連文書を閲覧する必要がある場合は、官側と協議すること。
- c) 本仕様書について疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官側等と協議すること。
- d) 演習実施事業者との調整に係る費用等が発生する場合は、契約相手方が負担するものとする。

表3 演習実施会場

番号	項目	内容	その他
1	会場	<p>最大50名を収容できる会場とする。</p> <p>チーム編成に応じて柔軟に設営が行えることとする。</p> <p>また、統裁部用として最大8名収容可能な部屋を演習会場に用意する。</p> <p>さらに、これらに必要な机及び椅子を用意する。</p>	<p>飲食を可能とする。</p>
2	受付	<p>受付用として机1台、椅子を3脚以上用意する。</p>	<p>細部は官側との調整による。</p>
3	入退出の管理	<p>関係者等（参加者含む）に対し人数分の入館証を発行し、会場への入退出を管理する。</p>	<p>細部は官側との調整による。</p>
4	演習用器材	<p>演習実施事業者が用意するプラットフォームを利用するために必要な機能および性能を満たすネットワーク器材および、投影機器1台、大型スクリーン1台、ホワイトボード等を10台以上用意する。</p> <p>また、回線速度は1Gbps以上とする。</p>	<p>細部は官側との調整による。</p>
5	演習用端末	<p>演習実施事業者が用意するプラットフォームを利用するために必要な機能および性能を満たす演習環境用PC40台及び予備1台を用意する。</p> <p>CPU：インテルCore i5 第8世代以上 メモリ：16GB以上 ディスプレイ解像度：1920×1080 (Full HD) 以上 ブラウザ：Google Chrome, Microsoft Edge OS：Windows 11 pro PC：ノート型、その他：マウス</p>	<p>細部は官側との調整による。</p>
6	VTC配信	<p>2日間の演習を動画として録画し官側が配信することを支援する。</p>	<p>細部は官側との調整による。</p>

著作権その他の権利

- 1 契約相手方は、役務実施報告書を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講ずること。
- 2 この契約において作成した役務実施報告書が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる役務実施報告書の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - (1) 契約相手方が従来から有していた著作権等は、契約相手方に留保される（以下「留保著作権等」という。）。
 - (2) 契約相手方は、この契約で新たに契約相手方が著作した役務実施報告書の著作権を官側に譲渡することとし、役務実施報告書の納入時に**付紙第1**「役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書」を作成し、提出すること。
 - (3) 契約相手方は、提出書類及び納入物に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しないこととし、役務実施報告書の納入時に**付紙第2**「役務実施報告書に関する著作者人格権不行使証書」を作成し、提出すること。
 - (4) 契約相手方は、役務実施報告書に関する著作権等の留保を主張する場合は「役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書」の附属書として**付紙第3**「役務実施報告書に関する留保著作権等内訳書」を作成し、提出すること。契約相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所

会 社 名

代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した役務実施報告書に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

役務実施報告書に関する著作権者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所

会 社 名

代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した役務実施報告書に関する著作権者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作権者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

附属書

役務実施報告書に関する留保著作権等内訳書

役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書のただし書により、乙に留保される著作権等の内訳は、次のとおりです。

該当範囲	
該当箇所	
理由	